

標津町内における事業系ごみの取り扱いについて

1. 事業系ごみの種類

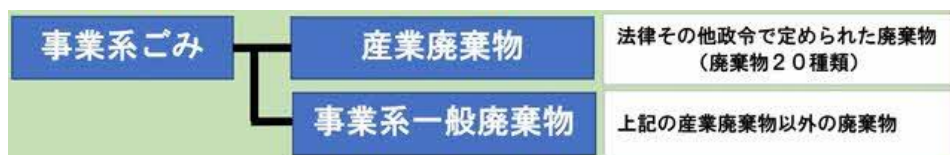
事業系ごみとは、店舗・会社・工場・事務所などの事業活動に伴って生じた廃棄物のことを指し、大きく産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分かれます。

町のごみ収集・直接搬入にて排出できるのは「事業系一般廃棄物」のみです。

産業廃棄物については、町では受入できませんので、排出事業者自らが運搬するか、産業廃棄物収集運搬業許可を有する業者に委託し、道内の産業廃棄物処分業者に搬入して適切に処理ください。

なお、北海道では道内の上記業者リストを公表しています。（右QRコード参照）

産業廃棄物に該当するごみについて詳しくは裏面の表を参照ください。



2. 事業系一般廃棄物とは

事業系一般廃棄物は先にも触れたように、産業廃棄物に該当しない廃棄物です。

町では、ごみ収集・直接搬入を問わず、産業廃棄物に該当するごみの受入は行いません。

また、廃プラスチックや金属類は全業種で産業廃棄物となりますが、従業員の飲食した弁当ガラ等のプラ製容器、飲料のペットボトル、空缶や事務用品等は一般廃棄物として排出可能です。

注意点としては、産業廃棄物には特定の産業のみ該当する区分があり、同じごみでも業種により分類が異なります。（詳細は別紙「産業廃棄物一覧表」をご覧ください）

（例）魚をさばいたくずは、食品加工業の場合は産業廃棄物だが飲食店の場合は一般廃棄物
木製テーブルはリース業の場合は産業廃棄物だが、その他の業種では一般廃棄物

3. 家電製品等の取り扱い

事業所・一般家庭を問わず家電リサイクル対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機）については、町では受入できませんので、各事業所でその家電製品の購入店や入替製品購入予定店に引き取りを相談するなど対応ください。

また、事業所で使用していた家電リサイクル対象外のテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機についても産業廃棄物となりますので、同じく町では受入できません。

その他事業所で使用していた指定袋に入る大きさの小家電につきましては、家庭系一般廃棄物と同様の扱いで収集します。